第18回南相馬市総合美術展覧会開催要項

- 1 趣 旨 相双地方から広く作品を公募して展示公開し、美術に対する理解と関心を高め関係団体 及び作家の創作活動と市内の子どもたちの創作意欲を促し、美術の振興と情操の育成を図り、 地方文化の向上に資する。
- 2 主 催 南相馬市教育委員会
- 3 共 催 南相馬市芸術文化協会、南相馬市小中学校長会
- 4 後 援 福島民報社、福島民友新聞社、朝日新聞福島総局、NHK福島放送局 読売新聞東京本社福島支局、毎日新聞福島支局、河北新報社
- 5 事務局 南相馬市教育委員会事務局 生涯学習課(電話0244-24-5249)
- 6 会 期 令和7年11月15日(土)~18日(火)午前9時30分~午後6時30分
- 7 会 場 小川町体育館(南相馬市原町区小川町322-1番地)
- 8 部門及び作品の規格

◇一般の部

審査員及び招待作品の下記規格における下限は自由とする。

- (1)日本画 (含 水墨画、墨彩画、仏画。俳画、画賛も認める。) 規格=6号以上100号までとし額装(ガラスは使用しないこと。アクリルは可)とする。 (軸装可。書の規格に準ずる。)
- (2) 洋 画 (含 水彩画、版画、パステル画、色鉛筆画) 規格=8号以上100号までとし額装(ガラスは使用しないこと。アクリルは可)とする。
- (3) 書

規格=A(縦物)61cm×242cm以内

- B (横物) 151cm×76cm以内
- C(縦横自由)106cm×136cm以内
- D 121cm×121cm以内
- E(縦)170cm×(横)87cm以内

作品は、軸装または額装(ガラスは使用しないこと。アクリルは可)か枠張りとし、 仕上がり寸法で上記の規格以内とする。

楷書以外の作品には、釈文をつけること。

(4) 彫刻·工芸

彫刻、工芸美術(陶磁器、金工、染織、刺繍、人形、紙工、ガラス、七宝、皮革、木竹工、 手工芸) パッチワークなどの創作品に限る。ただし、刀剣、甲冑は除く。

規格=工芸美術の平面作品は、縦横200cm以内とする。立体作品は、立方換算で、40cmの3乗以内とし、高さ及び長さは100cm以内とする。 パッチワークについては、縦横100cm以内とする。

(5)写真

規格=単写真でA4判以上全紙以下パネル張りとする。 額装の場合、ガラスは使用しないこと。(アクリルは可)

- ◇小中学校の部(ただし、南相馬市内の小中学生に限る。)
 - ・出品依頼による点数とし、1人1点を原則とする。
 - ・氏名、題名等を所定のカードに記入し、作品に貼付すること。
 - (1) 平面作品 = 画用紙(四ッ切判、54cm×38cm以内)

(含版画) 台紙白ボール紙 (64cm×48cm)

- (2)立体作品 = 60cm×60cm×60cm以内。 ただし、共同制作の場合は、3人までの共同とする。
- (3)書(含硬筆)= 半紙(24cm×34cm以内)。硬筆についても半紙大とし、縦長使用とすること。
- (4)技術家庭 = 創作品に限る。作品は額装、台紙張等にすること。(ただし、中学生に限る。)
- 9 出品規定
 - ・出 品 者 相双地方在住及び出身者とする。
 - ・出品作品 自己の制作で、原則として未発表のもの。ただし、過去1年以内に相双地方外 の公募展に出品した作品の出品を認めるが、受賞又は入選したものは、審査対象 外とする。なお、他の公募展への出品作品については、出品票に出品歴及び受賞・ 入選歴を記載すること。
 - ·出品点数 各部門1人1点。
 - ・出 品 票 作品には出品票を貼付すること。
 - ・その他 吊り下げる作品は、必ず「展示用吊りひも等」を付けること。(彫刻・工芸を除く。)

10 作品搬入

- (1) 一般の部 11月7日(金)午後3時から午後6時まで会場に搬入する。
- (2) 小中学校の部 11月6日(木)・7日(金)午後1時から午後6時まで会場に搬入し展示を行う。
- 11 審査及び賞 11月8日(土)午後1時から会場にて行う。

(該当作品がない場合は、この限りではない。)

- (1) 一般の部 市美展賞:1点、優秀賞:2点、奨励賞:出品数の1割(部門ごと)、 特別賞(依嘱作品):2点以内
- (2) 小中学校の部 市長賞、教育長賞、奨励賞(部門ごと)
- 12 審査員 (一般の部)

部門	氏名
日本画	齋藤 勝正
洋 画	酒井 昌之
書	遠藤 利男
彫刻・工芸	坂内 憲勝
写 真	大久保善人

- 13 表彰式 11月16日(日)午後2時から小川町体育館にて行う。
- 14 作品搬出
 - (1) 一般の部 11月19日(水)午後3時から午後6時まで会場から搬出する。
 - (2) 小中学校の部 11月19日(水)・20日(木)午後1時から午後6時まで会場から搬出する。
- 15 招待依嘱作品 南相馬市総合美術展覧会要項第7条第2号により、招待出品者・依嘱出品 者選出基準による。
- 16 審査講評 一般の部を対象として、審査結果における審査員の講評を11月8日(土) 午後2時30分から午後3時まで会場において実施する。
- 17 その他 受賞作品の写真撮影、広報に関わる使用権は、主催者に帰属するものとする。